第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とし、同項第八号を同項第七号とし、同項第九号を同項第八号とする。

第二十三条の十第二十二項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号から第九号までを一号ずつ繰り上げ、同条第二十三項中「及び第四号」を削り、「第五号」を「第四号」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号中「報告基準日の」を「その経営報告基準日（以下この号及び次項において「報告基準日」という。）の」に改め、同号を同項第五号とし、同項第七号を同項第六号とし、同条第二十四項中「及び第二号イ」を削り、「同号ハ」を「第二号ロ」に改め、同項第二号イを削り、同号ロを同号イとし、同条第二十五項第三号中「資産保有型会社等」を「同条第二項第八号に規定する資産保有型会社又は同項第九号に規定する資産運用型会社（第二十八項第八号において「資産保有型会社等」という。）」に改め、同条第二十九項中「及び第四号」を「第五号」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号中「及び第二号イ」を削り、「同号ハ」を「同項第二号ロ」に改め、同号を同項第六号とし、同項第八号を同項第七号とする。

第二十三条の十二の二第十六項第三号を削り、同項第四号を同項第三号とし、同項第五号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十七項中「及び第四号」を削り、「第五号」を「第四号」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号中「基準日の」を「その経営報告基準日（以下この号及び次項において「基準日」という。）の」に改め、同号を同項第六号とし、同条第十八項中「及び第二号イ」を削り、「同号ハ」を「第二号ロ」に改め、同項第二号イを削り、同号ロを同号イとし、同号ハを同号ロとし、同条第十九項第三号中「資産保有型会社等」を「同条第二項第三号に規定する資産保有型会社又は同項第四号に規定する資産運用型会社」に改め、同条第二十三項中「第二十三条の十第二十九項第五号」を「第二十三条の十第二十九項第四号」に改め、同条第二十八項第三号を次のように改める。

三　施行令第四十条の八の五第二十二項第四号又は第五号に掲げる事由のいずれかに該当する場合にあつては、これらの事由のいずれに該当するかを明らかにする書類

第二十三条の十二の二第二十八項第五号中「第三十二項第三号」を「第三十二項第二号」に改め、同条第三十二項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とする。

第二十三条の十二の三第十六項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号から第十号までを一号ずつ繰り上げ、同条第十七項中「及び第四号」を削り、「第五号」を「第四号」に改め、同項第四号を削り、同項第五号を同項第四号とし、同項第六号を同項第五号とし、同項第七号中「基準日の」を「その経営報告基準日（以下この号及び次項において「基準日」という。）の」に改め、同号を同項第六号とし、同条第十八項中「第十項に」を「第十二項に」に改め、同号イを削り、同号ロを同号イとし、同号ハを同号ロとし、同条第十九項第三号中「資産保有型会社等」を「同条第二項第三号に規定する資産保有型会社又は同項第四号に規定する資産運用型会社」に改め、同条第二十二項中「第二十三条の十第二十九項第五号」を「第二十三条の十第二十九項第四号」に改め、同条第二十八項第三号を次のように改める。

三　施行令第四十条の八の六第二十九項第四号又は第五号に掲げる事由のいずれかに該当する場合にあつては、これらの事由のいずれに該当するかを明らかにする書類

第二十三条の十二の三第三十二項第二号を削り、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号を同項第三号とする。

第二十三条の十二の五第十五項中「第二十三条の十二の三第十七項第五号」を「第二十三条の十二の三第十七項第四号」に改める。

第二十三条の十二の六第四項第一号中「おける当該認定医療法人の定款の写しその他の書類で」を「おいて」に、「受けたことを証するもの」を「受けていることを証する書類」に改める。

第二十三条の十二の八第四項第一号中「認定医療法人の定款の写しその他の書類で当該」を削り、「受けたことを証するもの」を「受けていることを証する書類」に改める。

第二十三条の十二の十第二項第二号中「おける当該認定医療法人の定款の写しその他の書類で」を「おいて」に、「受けたことを証するもの」を「受けていることを証する書類」に改める。

第三十一条の四の二第一項中「第百九条の八」を「第百九条の十七」に改める。

第三十六条第二項を次のように改める。

2　消費税法第四十五条の二第一項又は第二項の規定の適用がある場合における前項の規定の適用については、同項中「経過した日」とあるのは、「経過した日（消費税法第四十五条の二第一項又は第二項の規定の適用がある場合には、当該課税期間に係るこれらの規定に規定する消費税申告書の提出期限の翌日）」とする。

第三十六条第三項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3　第一項（前項又は第三十七条の三第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は、法第八十七条の五第一項又は第八十八条の三第一項の規定の適用を受けようとする酒類製造者又は製造たばこ製造者について準用する。この場合において、第一項中「第八十五条第一項」とあるのは「第八十七条の五第一項又は第八十八条の三第一項」と、「同項の譲渡を行う事業者は、同項」とあるのは「酒類製造者又は製造たばこ製造者は、法第八十七条の五第一項又は第八十八条の三第一項」と、「指定物品を譲渡した」とあるのは「酒類又は製造たばこを移出した」と、「納税地又は当該指定物品の譲渡に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものの所在地」とあるのは「当該酒類若しくは製造たばこの移出に係る製造場又は当該酒類製造者若しくは製造たばこ製造者の消費税に係る納税地」と読み替えるものとする。

第三十七条の二第一号中「個人番号又は」を「個人番号及び」に改める。

第三十七条の三の二第二項中「に規定する」を「及び第六項に規定する」に改め、同項第三号中「の規定」を「又は第六項の規定」に改める。

第三十七条の四の三第二項中「の規定は」を「（同令第二十三条の三又は第二十九条の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は」に改める。

第三十七条の四の四中「の規定は」を「（同令第二十三条の三若しくは第二十九条又は第三十七条の三第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。）の規定は」に改める。

第三十七条の五の二を第三十七条の五の三とし、第三十七条の五の次に次の一条を加える。

（カーボンリサイクルエタノールの範囲）

第三十七条の五の二　法第八十八条の七第一項第二号に規定する財務省令で定めるアルコールは、非化石エネルギー源の利用に関する石油精製業者の判断の基準（平成三十年経済産業省告示第八十五号）に規定するカーボンリサイクル技術を用いて製造されたものとする。

第三十七条の六第四項第五号イを次のように改める。

イ　バイオエタノール又はカーボンリサイクルエタノール（それぞれ法第八十八条の七第一項第一号又は第二号に規定するバイオエタノール又はカーボンリサイクルエタノールをいう。以下第三十七条の十までにおいて同じ。）について証明する場合　当該バイオエタノール又は当該カーボンリサイクルエタノールの規格及び数量

第三十七条の六第四項第五号ロ中「第八十八条の七第一項第二号」を「第八十八条の七第一項第三号」に、「この項、第三十七条の九第二号及び第三十七条の十第二号」を「第三十七条の十まで」に改める。

第三十七条の九第一号及び第三十七条の十第一号中「バイオエタノール」の下に「又はカーボンリサイクルエタノール」を加える。

第四十条の二第三項中「平成三十二年度基準エネルギー消費効率」を「令和二年度基準エネルギー消費効率」に改める。

第四十条の四第七項第二号、第十三項第二号、第二十八項第二号、第三十二項第二号、第三十六項第二号及び第三十八項第二号中「平成三十二年度燃費基準達成レベル」を「令和二年度燃費基準達成レベル」に改める。